

健全化判断比率、資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度健全化判断比率等が、次のとおりまとまりましたので、お知らせします。

1. 令和6年度 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.41)	— (18.41)	11.7 (25.0)	79.5 (350.0)

○実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない為、算定されません。

○括弧内は早期健全化基準を記載しています。

実質赤字比率

一般会計の赤字額の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。一般家庭と同様に、歳入の範囲内で行うことが原則であり、赤字額が生じることは望ましい状態ではありません。赤字額を市税収入や地方交付税等の合計額で示される「標準財政規模」と比較しますが、この比率が高くなるほど、歳入確保と歳出削減の対応策を積極的に講じなければなりません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

地方公共団体の会計には、中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、上水道事業など特定の事業を実施している公営事業会計が複数あります。公営企業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、赤字額が解消できなければ、地方公共団体として対処が必要とされます。それぞれの会計の赤字額と黒字額を合算し、「標準財政規模」と比較して指標化したものが、「連結実質赤字比率」です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } (③+④) - (①+②)}{\text{標準財政規模}}$$

※①一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額が生じた会計の資金の不足額の合計額

③一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额が生じた会計の資金の剩余额の合計額

実質公債費比率

地方公共団体の借入金返済額およびこの返済額に準じるものとされる額の大きさを指標化し、その資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。一般会計の公債費以外に、他会計の公債費に充てるため一般会計から繰り出す経費や、消防や病院等の地方債のうち、その団体で負担すべき経費があります。これらの経費は、削減したり、先送りしたりすることができないものであり、一度増大すると長期間にわたって同程度の額を支払っていかざるを得なくなるため、赤字団体に転落する可能性が大きくなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(①+②) - (③+④)}{\text{標準財政規模} - ④}$$

※①元利償還金：地方債に係る返済金

②準元利償還金：一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債償還の財源に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの、一時借入金の利子

③特定財源：充当する経費が特定されている財源（公営住宅使用料、都市計画税など）

④元利償還金・準元利償還に係る基準財政需要額算入額

将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払わなければならない可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、その負担額が地方公共団体の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。この比率が高い場合、地方公共団体における今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性があります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{① - ②}{\text{標準財政規模} - ③}$$

※①将来負担額：地方債現在高、公営企業債等繰入見込額、組合等負担見込額、退職手当負担見込額、第三セクター等の負債額等負担見込額等

②充当可能財源：充当可能基金額、充当可能特定財源見込額、基準財政需要額算入見込額

③元利償還金・準元利償還に係る基準財政需要額算入額

2. 令和6年度 資金不足比率

(単位 : %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
産業団地整備事業特別会計	—	20.0

○資金不足比率については、資金不足額がない為、算定されません。

資金不足比率

水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して、指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入等で資金不足額を解消することが困難になりますから、当該公営企業としては経営状況に問題があることとなります。なお、公営企業の赤字額（資金不足額）を算出する場合には、将来の料金収入等で解消することが見込まれる資金不足額については、控除することとなっています。

・地方公営企業法適用企業の場合（水道事業会計・下水道事業会計）

$$\text{資金不足比率} = \frac{(①+②) - ③}{\text{事業の規模}}$$

- ①流動負債：一時借入金、未払金、前受金等
- ②建設改良以外の経費に充てた地方債残高：退職手当債等
- ③流動資産：現金、預貯金、有価証券、棚卸資産、未収金等

・地方公営企業法非適用企業の場合（産業団地整備事業特別会計）

$$\text{資金不足比率} = \frac{(①+②+③) - ④}{\text{事業の規模}}$$

- ①実質赤字額
- ②支払繰延・事業繰越：支払義務のある債務で翌年度予算から支出する額
- ③建設改良以外の経費に充てた地方債残高：退職手当債等
- ④土地収入見込額（宅地造成事業において販売用土地を保有している場合）等